

入札参加者ヒアリングにおける確認事項への回答

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
1	入札説明書	30	別紙3 市と事業者の業務範囲 運転管理業務 処理不適物の対応	「場内処理が可能な処理不適物」とはどの質問に対して、「廃家電製品を含む搬入された状態そのままでは破砕処理できないものとして、現クリーンセンターでは、ボウリングの玉、鉄アレイ、ボンネル型スプリングマットレス、ソファ等が該当する」とのご回答でした。ここで言う「処理」とは、以下と理解してよろしいでしょうか。 ・家電リサイクル法の対象4品目を除く廃家電製品：場内処理後に破砕 ・ボウリングの玉、鉄アレイ：選別後一時貯留 ・ボンネル型スプリングマットレス：一時貯留 ・ソファ等：解体後一時貯留	ご認識のとおりです。
2	要求水準書	2	第1_1_1.1.4 立地条件 (4) ユーティリティ ③ 排水	高度処理型合併処理浄化槽とありますが、排水基準を遵守することを前提に、プラント排水と一体的に処理するシステムの方がコストメリットがある場合は、排水処理システムは事業者による提案を認めていただけないでしょうか。	排水基準を遵守することを前提に、事業者による提案を可とします。
3	要求水準書	29	第1_7_5.5.5 搬出入車両条件 表14 搬入車両（不燃・粗大ごみ処理施設）	「不燃ごみ受入ヤードで選別をせずに翌日まで一時保管することがないようにすること」とありますが、運営シフトを検討するために、不燃ごみの時間当たりの搬入台数の実績を1年分ご提示願います。	入札説明書等に対する意見・質問書（第2回）への回答No.10のとおり、提示可能な昨年度4日分の実績を含む、過去8日分について、資料（添付79）を提示しましたが、平常時の参考として、祝日のない令和5年6月1ヶ月分の計量明細書を追加で提示します。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
4	要求水準書	31	第1_7_6_6.1 公害防止基準 (3) 排水基準（環境項目） 表18 排水基準（環境項目）	<p>入札説明書等に対する意見・質問書（第1回）への回答No.47にて「排水量に関わらず遵守してください」と回答いただいております。一方で添付73 市川市クリーンセンター延命化工事 発注仕様書から現施設の排水規制値は、表18の規制値ほど厳しくないため、排水量が50m3以上である事業場に適用される総量規制値（COD、窒素含有量、りん含有量）は適応されていないように見受けられます。総量規制値を遵守する場合、排水処理設備に大きなコストアップが生じるため、総量規制値については排水量50m3未満とすることで対象外とすることをお認めいただけないでしょうか。</p> <p>入札説明書等に関する正誤表を踏まえ、排水基準は総量規制がかかると考えてよろしいでしょうか。また総量規制がかかる場合、規制値は以下と考えてよろしいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・COD：30mg/L ・窒素：10mg/L ・リン：1mg/L 	<p>化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及び燐含有量の総量規制は自主基準値として設定していますので、排水量に関わらず遵守してください。</p> <p>総量規制基準については、業種、施設規模、排水量及び基準の適用時期等の条件により事業場ごとに設定されます。そのため、現時点において基準値は確定していませんが、以下に一例を示します。</p> <p>条件：プラント系排水15m3/日、生活系排水（200人槽以下の浄化槽）25m3/日、第8次総量規制基準の適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学的酸素要求量：1.075kg/日 ・窒素含有量：0.65kg/日 ・燐含有量：0.065kg/日
5	要求水準書	45	第2_2_2.2.1 受入・供給設備 (6) 市民搬入場	<p>「市民搬入場には、小型計量機等を設置し、少量持ち込みごみについては計量棟での計量をせず対応することも可とする」とあります。</p> <p>これは、市民搬入場に限らず適用可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p> <p>収集車両の搬入作業・動線や選別・前処理作業、市民搬入場からごみ貯留設備への運搬作業、各種搬出作業等と計量・清算作業スペースを分離し、作業の利便性・効率および安全な作業スペースを十分に確保したうえで提案を可とします。</p>
6	要求水準書	61	第2_2_2.2.6 灰出設備 (1) 主灰冷却装置	<p>「主灰の含水率20～30%を満たすこと。」とありますが、ここでの含水率は搬出時の水分、到着時の水分のいずれを指しますでしょうか。</p>	<p>搬出時の水分です。</p>
7	要求水準書	66	第2_2_2.2.8 排水設備 (1) 排水計画	<p>公共用水域への平均排水量について、プラント系排水及びプラント系排水と生活系排水の合計に制限がありますが、本制限を遵守するため場合によっては炉内に排水を噴霧し、蒸発処理する必要があります。そうすると、発電量の低下につながり、脱炭素の観点からも好ましくないと考えます。</p> <p>つきましては、プラント系排水と生活系排水の合計は40m3/24h以下を遵守することを前提に、プラント系排水と生活系排水の量を調整することを認めていただけないでしょうか。</p>	<p>市の所管施設である管理棟から排水処理施設に排出される水の量を運営事業者が調節することは原則できませんが、この場合でも事業場全体の排水量を40m3/24h以下にすることを前提に、事業者提案を可とします。</p>

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
8	要求水準書	68	第2_2_2.2.9 電気設備 (1) 計画概要	入札説明書等に対する意見・質問書（第1回）への回答No.98にて、特別高圧引込みに関して「また、電力会社との協議の上、既設の鉄塔以外からの引込みの提案も可とします」とご回答いただきましたが、場合によっては貴市の負担金が増大する可能性があります。要求水準書P.68に記載の通り、既設の鉄塔からの引込みとするものとして入札条件を統一していただきますようお願いします。	特別高圧引込みに関して、地中埋設及び既設の鉄塔以外からの引込みどちらの場合も、「添付3 敷地計画図」で示した都市計画区域内で引込みルートを提案して頂くことを前提としています。 なお、敷地内に新たに引込柱を設置することについて、電力会社の見解は以下の通りです。 ・架空線を現工場棟、管理棟をまたいで敷設することは難しい ・現工場棟をまたがないエリア(既設引込柱側)に新たに引込柱を建てることは275kV江東線の架線に近いため難しい ・引込柱の新設には、一般的に検討から建柱まで4年程度かかっている 以上のことから、新規の引込柱を建てることはほぼ不可能と判断し、既設の引込柱を利用する標準案(「添付8_特別高圧受電引込経路(案)」)を提示しています。 新たに建柱を見込む場合は、 ・建柱費、維持管理費は本事業費に見込む ・電力会社等との協議を含め、建柱は工期内に完了できるように調整することとし、これによる事業期間延長は想定しない これらを見込んだ上で計画することとし、特別高圧引込みに関しては入札説明書等に対する意見・質問書（第1回）への回答No.98及び要求水準書p.2のとおりとします。
9	要求水準書	88	第2_2_3.3.3 貯留・搬出設備 (8) 不適物（処理困難物）等一時貯留ヤード	「ドラム缶、ペール缶、かご等で一時貯留」とありますが、現施設で各所に使用されている容器類は、次期クリーンセンターにおいても可能な限り利用させていただけないでしょうか。 また、搬出に使用したドラム缶やパレットは、環境負荷低減の観点から返却頂けないでしょうか。	利用可能なものについては利用することを認めます。パレット及びかごについては可能な限り返却します。
10	要求水準書	121	第2_3_3.3.5 工場棟（ごみ焼却処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設） (3) 各諸室	「雨水とプラント排水、生活排水とは相互に混入しない構造とする」とありますが、排水基準を遵守することを前提に、雨水（場所によっては汚れた水）はプラントの排水処理システムにて合流させて処理してもよろしいでしょうか。	排水量、排出基準を遵守し、かつ他法令（開発行為に関連するものなど）に違反しないことを前提に、事業者による提案を可とします。 なお、他法令については、それぞれの所管窓口にご確認ください。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
11	要求水準書	122	第2_3_3_3.8 管理棟改修 (7)	入札説明書等に対する意見・質問書（第1回）への回答No.206にて、ピロティに駐車している車両が「南側から出入りができるよう池やスロープの改修を行い、前面の公道へ入退できる車路を確保してください」と回答いただいておりますが、現状ピロティの下にある駐車場5台分すべてを南側から出入りできるようにするのは困難であり、かつ来場者と交錯するため安全性の観点から好ましくないと考えます。 つきましては、管理棟出入口から現状のピロティ北側道路に進入し、ピロティに駐車することを認めていただけないでしょうか。	管理棟出入口と隣接している2台分の駐車スペースは、南側からアクセスしないものとします。 また、ピロティ北側道路から侵入して駐車する計画も可としますが、その場合は、事業区域内からピロティ北側道路に侵入するルートを確認してください。なお、ピロティ北側道路から進入して駐車する計画としない場合であっても管理棟北側道路は現状のままとしてください。
12	要求水準書	122	第2_3_3_3.8 管理棟改修 (7)	ピロティ駐車場の一番西側の駐車枠は管理棟出入口と隣接しております。現地見学の際に、この駐車枠へ駐車する車両については直接南側からアクセスすることは困難と見受けられました。当該車両は南側からピロティを通行したのちに駐車枠北側のスペースを利用して北側から駐車するような計画としてよろしいでしょうか。	No.11をご参照ください。
13	要求水準書	122	第2_3_3_3.8 管理棟改修 (7) 第4_2_8.工事条件 (11)工事用車両の搬入 添付3 敷地計画図	入札説明書等に対する意見・質問書（第1回）への回答No.207の回答に「工事期間中も公用車はピロティに駐車する予定です。出入りは北側から行います。」とありますが、令和7年8月以降はピロティに駐車する以外、添付3の着色部エリアには市関係者および来客者などの車両は進入しないとの考えでよろしいでしょうか。進入する場合は、車両と頻度をご提示願います。仮設事務所の設置、資材置き場などの工事計画を立案するために確認させていただきます。	添付3(修正版)のとおり、令和7年8月以降、赤色着色部エリアにおいては、下記の条件を満たしたうえでの着手を可とします。 ・令和7年9月末までは収集車両21台分の駐車スペースを確保すること。 ・工事期間中は、ピロティに駐車する車両の通路、正面玄関までの歩行者通路及び見学者の大型バス乗降スペースを確保すること。 なお、見学者来館の頻度は添付47をご参照ください。 また、緑色着色部エリアについては、令和8年1月以降、着手可とします。
14	要求水準書	147	第4_2_8. 工事条件 (12) 仮設物	「③管理棟仮囲いは、工事区域を明確にし、高さ3mの意匠鋼板を工事区域全周にわたって設け、・・・」、「④工事期間中においても管理棟の正面玄関および職員用玄関への出入りが可能となるようにすること。」とありますが、工事期間中の貴市職員通勤用マイクロバスは事業実施区域には進入しないと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
15	要求水準書	159	第5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (8)一般持込ごみの受入・対応	入札説明書等に関する意見・質問書（第1回）への回答No.259で「過去の実績に対応できる設定としたうえで、予約台数の制限を設けることは可能」とのご回答いただきました。 「過去の実績に対応できる設定」とは、1年間における総搬入台数を受け入れることを前提に、曜日や時間帯ごとの予約台数は事業者にて設定可能と考えてよろしいでしょうか。	1年間における総搬入台数に対応するのではなく、過去の実績における繁忙期を考慮して提案してください。なお、受入時間の延長や日曜・祝日も受入れるなど受入日を拡大することで対応することも可とします。また、過去の実績に関する資料を提示します。
16	要求水準書	162	第5_2_3_3.2 電力供給等	入札説明書等に対する意見・質問書（第1回）への回答No.261にて、「破損したリチウムイオン電池は、焼却処理または破碎処理を行う」と回答いただいておりますが、ピットへの投入や破碎処理は、火災の原因となるため大変危険です。つきましては、施設での処理は行わず、運用開始までに外部搬出先を確保していただき、搬出するものとさせていただけないでしょうか。	火災リスクを踏まえて搬出先を確保できるように努めますが、確保できない場合を想定して、焼却炉投入ホッパーに直接投入するなど安全に処理できる計画としてください。
17	要求水準書	165	第5_2_6. 小動物火葬棟内の業務 (4)	「火葬終了後、事業者にて整骨を実施すること。」とありますが、火葬後の骨は標本のようにきれいに並べることまでは必要ないと理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。添付82をご参照ください。
18	参考資料	—	添付7 ユーティリティ関係取合図	新工場棟への上水及び工水の引き込み、排水の取り合い位置について、添付7_ユーティリティ関係取合図面に示されている取合い位置からの取り合いとした場合、既設煙突が敷地境界に近く基礎解体時の山留及び地下煙道解体との干渉が懸念されます。煙突基礎等は残置する前提で引き込みルートを検討してもよろしいでしょうか。	煙突基礎および煙道は基本的に解体することを想定しておりますが、解体に影響がある引込ルートを提案する場合は、煙突基礎は必要最小限の範囲の残置となるよう引込ルートを検討してください。また、既設からの分岐を原則としますが、現施設の運営に支障がなく、負担金等が発生しない方法・工程であれば、新たに引き込むことも認めます。（上水については、上水道のメーター口径が50mmまたは75mmであれば給水廃止証明書を利用することができます。）
19	参考資料	—	添付44 搬入出実績 処理不適物等搬出実績	入札説明書等に対する意見・質問（第1回）への回答No.307において、事業系ビンの搬入車両は「着脱式コンテナ車（8m ³ ）」とありますが、入札説明書等に対する意見・質問（第2回）への回答No.68では「カゴで搬入」とあります。どちらが正でしょうか。 また、カゴで搬入する場合の車両区分（許可、持込・事業系等）、搬入車両の諸元、搬入頻度、他のごみとの混載有無についてご教示ください。	事業系ビンの貯留・搬出は脱着式コンテナ（8m ³ ）で、搬入は許可車両により事業系ビンのみがカゴに入った状態となります。搬入者が荷下ろしを行うため、受入れ・一時保管・搬出車両の配車調整を事業者の業務範囲となります。搬入頻度については提示できるデータがないため、添付44の搬出量を参考としてください。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
20	参考資料	－	添付44 搬入出実績 添付76 搬入量及び処理量の月ごとの実績	入札説明書等に関する意見・質問書（第1回）への回答No.302及び添付資料No76で過去3年間分のごみ搬入量を提示いただきました。人員計画を検討するために、過去3年間分の各搬入車両種の1日当たりの搬入台数実績値をご教示ください。	添付44をご参照ください。
21	参考資料	－	添付56 搬入出車両および職員送迎バス車両サイズ 表9 搬出車両（ごみ焼却処理施設）	添付56の表9 搬出車両（ごみ焼却処理施設）にて「フルトレーラー車」とありますが、要求水準書P27の表9 搬出車両（ごみ焼却処理施設）では、主灰及び飛灰処理物の搬出車両は「セミトレーラー車（～20t）」とあります。どちらが正でしょうか。 また、入札説明書等に対する意見・質問書（第2回）への回答において、フルトレーラー車の計量は、「トレーラー部1つずつ計量の計2回計量」との回答を頂いておりますが、灰クレーンのロードセルによる積載重量の管理をお認め頂けないでしょうか。 灰の積み込みと同時に計量できるため、出口計量器にて2回計量を行うよりも短時間で重量管理ができ、出口計量での渋滞を防ぐことができます。	セミトレーラー車、フルトレーラー車いずれの搬出もありますので、フルトレーラー車による搬出が可能な動線計画とし、フルトレーラー車は入札説明書等に対する質問・意見書（第2回）への回答No.75のとおり計量できるよう計画してください。 積載重量の管理について、要求水準書p.36及びp.63のとおり、灰クレーンの荷重計は過積載防止のために設けるものとし、実際の積載重量（搬出重量）については計量器で2回計量を行い管理してください。
22	参考資料	－	添付58 有害ごみ混載	有害ごみが燃やさないごみと混載で搬入されている状況について、分別作業負荷把握のため下記ご教示願います。 ①現状、ビン、カンについても同一車両にて収集されているようですが、次期クリーンセンター運営開始後は、次期クリーンセンターには燃やさないごみ、有害ごみ、剪定枝のみが混載された状態で搬入されるという理解でよろしいでしょうか。 ②搬入車両の荷台上にメッシュボックスが見受けられますが、メッシュボックスは荷下ろしせず、搬入車両が持ち帰るという理解でよろしいでしょうか。 ③搬入車両はすべてダンプ可能と考えてよろしいでしょうか。また、混載されているメッシュボックスについては、すべて搬入者にて荷下ろし、積み直しを行うという理解でよろしいでしょうか。	①燃やさないごみ、有害ごみ、小型充電式電池類、ビン・カン、剪定枝を混載して収集しますが、ビン・カンを別の施設で降ろし、その他混載された状態で次期クリーンセンターに搬入されます。 ②ご認識のとおりです。 ③ご認識のとおりです。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
23	—	—	—	<p>貴市公開資料においては、管理棟が「ペット同伴避難所」に指定されています。入札説明書等に対する意見・質問書（第1回）への回答No381において防災備蓄品の配備はなく必要に応じて貴市が調達、とされていますが、管理棟2階「見学者ホール」に避難者が長期滞在することは原則ないものと考え、見学者ホールに環境学習のための機器や模型等を設置することは問題ないと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>見学者ホールまたは展示ホールのどちらかは移動式の展示物や壁を利用した展示等とし、避難者が長期滞在することを考慮した計画としてください。</p>
24	—	—	—	<p>建設工事に際し、事業区域内のスペースが限られるため、現場事務所及び工事関係者の駐車場を事業区域外に設ける必要があると想定しています。建設工事期間中、事業場所周辺及び近隣に貸与いただける貴市所有地があればご教示願います。</p>	<p>事業実施区域外に提供できるスペースはありませんので、事業実施区域内に計画してください。</p>